

公益財団法人
福島県国際交流協会

第4期運営基本計画（変更）

（平成23年度～27年度）

平成23年10月変更

目 次

I	はじめに
1	設立目的
2	役割と関係団体との連携
II	今回の変更にあたって
1	趣旨
2	目標年度
3	変更方法
III	現状と課題
1	現状
	① 東日本大震災と東京電力（株）福島第一原子力発電所の事故
	② 来日外国人をめぐる動向の変化と福島県の現状
	③ 福島県の取り組み
	④ 福島県国際交流協会事業等についての外部の評価
	⑤ その他
2	前運営基本計画の総括
3	課題
	① 世界に開かれた県民意識の向上を図ること
	② 外国出身県民とともに活力ある地域を創ること
	③ 多様な関係団体と連携した国際交流活動を展開すること
	④ 世界に向けて福島を発信すること
IV	事業
1	基本理念
	「心と心でつながる、世界に開かれたふくしま」
2	基本方針
	① 世界に開かれた県民意識の向上を推進します
	② 外国出身県民とともに創る活力ある地域づくりを推進します
	③ 多様な関係団体と連携した国際交流活動を推進します
	④ 世界に向けて福島を発信します
V	経営
1	基本理念
	「親しみやすく、信頼される協会」
2	基本方針
	① 財源の確保と経費の節減を推進します
	② 職員の能力向上と効率的な業務運営を推進します
	③ 本協会の目的や事業を、県民にわかりやすく伝えます

I はじめに

1 設立目的

福島県国際交流協会(以下、「本協会」と言う)は、

「県民の国際交流に関する幅広い分野の活動を促進することにより、世界の人々との友好親善と相互理解を深めるとともに、多文化を持つ県民がともに生きる活力ある地域及びより豊かな県民生活の実現に寄与することを目的とする。(本協会定款第3条より)」

として設立されました。

※本計画における「国際交流」とは、国内外での幅広い分野における世界の人々との交流を示します。

2 役割と関係団体との連携

本協会は、県民が行う国際交流活動の拠点として昭和63年に県、市町村、民間団体が共同して設立した公益法人であり、平成2年に自治省から地域の国際交流を推進するにふさわしい中核的民間国際交流組織である「地域国際化協会」として認定されました。

このような設置経緯から、本協会は県内において行政機関や民間国際交流団体などと幅広く連携・調整する機関として、また、国際交流に関する高い専門性を有する機関として、社会のニーズを先取りし柔軟で機動的な事業の実施に心がけてきました。

一方、他の主な国際交流の関係団体は、以下のような事業や活動を行っています。

【福島県】

県内の国際施策推進のための総合企画、調整を行っています。

【市町村及び市町村国際交流協会】

自らの地域において、住民に身近な国際交流施策を実施するほか、外国出身住民にも暮らしやすい行政サービスの提供を展開しています。

【民間国際交流団体】

団体自らの目的を持って、県民レベルでの世界の人々との交流を展開しています。

このような関係団体と比較して、本協会が果たすべき役割として、以下の点が考えられます。

(1) 多様な関係団体との連携による県内の国際交流活動の環境整備

研修会や情報提供などにより、多様な関係団体と本協会、及び各関係団体相互間の連携調整や相互補完を行い、県全体の国際交流活動の底上げを図ります。

(2) 先導的モデル事業の実施による県全体の国際交流活動の推進

県の各部局や市町村の枠を超えた横断的な事業や、市町村国際交流協会や民間国際交流団体のモデルとなるような事業、さらには今後の社会的課題を見据えた可能性を計るための事業を積極的に実施することにより、県全体の国際交流活動の推進を図ります。

II 今回の変更にあたって

1 趣旨

第4期運営基本計画は、平成18年3月に策定した第3期の運営基本計画の総括を行うとともに、新しい法制度に基づく公益財団法人として、より広く県民の利益の増進に寄与することを認識しながら、現在の地域の課題や県民のニーズ、及び今後の社会的課題を見据え、本協会の果たすべき使命を明確にし、その実現に向けた運営の基本的方向性を明らかにするため、平成23年3月に策定しました。

今回は、平成23年3月11日に発生した東日本大震災を受けて、新たな課題やニーズ等、社会情勢の変化に対応するため、内容を見直し一部変更するものです。

2 目標年度

平成23年度から平成27年度までの5年間の計画とします。ただし、状況に応じて随時見直しを行うものとします。

3 変更方法

理事等の意見を調整し、理事会を経て決定します。

なお、社会情勢の変化や前計画の評価を踏まえながら、福島県が策定した「ふくしま国際施策プラン（平成22年3月）」や、「福島県復興ビジョン(平成23年8月)」との調整を図ります。

Ⅲ 現状と課題

1 現状

(1) 東日本大震災と東京電力(株)福島第一原子力発電所の事故

平成 23 年 3 月 11 日午後 2 時 46 分に発生した東北地方太平洋沖地震とそれに続く大津波は、本県においても、沿岸部を中心に、県内全域にわたり深刻かつ広範囲な被害をもたらし、未曾有の大災害となっています。また、集中立地した東京電力(株)福島第一原子力発電所 4 基同時の原発事故は、人類史上初めての経験であり、現在(平成 23 年 10 月)も収束していない状況にあります。

多くの県民が県内はもとより全国各地に避難しているのと同様に、多くの外国出身県民が母国に一時帰国するなどして、外国人登録者数が震災後に減少しています。(平成 23 年 6 月末 対前年末増減率 12.4%減 法務省 HP より)

また、県民は、放射性物質による環境の汚染や健康に対する不安を感じながら生活しており、日本語の不自由な外国出身県民の不安はなおさらです。さらに、放射性物質による環境の汚染は、国内外からの風評被害を派生させており、特に外国人観光客の減少が際立っています。

一方で、世界中が福島の復興を応援しているとともに、福島がこの苦難をどのように乗り越えていくのか注目しています。

(2) 来日外国人をめぐる動向の変化と福島県の現状

① 定住者・永住者

平成 18 年 3 月、総務省が「多文化共生推進プラン」を発表。平成 21 年には内閣府に「定住外国人政策推進室」を創設。全国の自治体レベルでも推進プラン作成や推進部署設置が始まりました。平成 19 年、外国人登録において国別で第 1 位が「韓国朝鮮」から「中国」へ、在留資格別で第 1 位が「特別永住者」から「永住者」への逆転が起きました。このことから、戦前からの在日韓国朝鮮人の数よりも、その後来日した外国籍者数が多くなり、しかもその定住が進行していると考えられます。

本県においても、平成 13 年以降、外国人登録者数の推移の横ばい傾向が続いており、平成 18 年以降、国際結婚数も減少しています。一方、平成 20 年以降、外国人登録における在留資格の第 1 位が「日本人の配偶者等」から「永住者」へ変わったことなどから、在留外国人の定住が進んでいると考えられます。

なお、今回の震災後の定住者・永住者の減少率は、それぞれ 8.0%、0.2%と他の在留資格に比べ小さく、その多くが震災後も福島に留まることを選択したと考えられます。(平成 23 年 6 月末 対前年末増減率 法務省 HP より)

② 外国人研修生・実習生

平成 20 年、リーマンショックで世界的金融不安が広がり、中部近畿地方を中心に中南米からの外国人労働者のリストラによる帰国者と経済的窮地者が増えました。

しかし平成 23 年 1 月には、全国的に外国人労働者が増加に転じ、本県においても同様に増加しましたが、今回の震災で、研修生は 70.4%の減、技能実習生は 19.2%の減となっています。(平成 23 年 6 月末 対前年末増減率 法務省 HP より)

③ インドネシア及びフィリピンからの介護福祉士・看護師候補者

平成 20 年には、経済連携協定 (EPA) によりインドネシアより、平成 21 年にはフィリピンより介護福祉士・看護師の候補者が来日、全国各地で 3 年後の国家試験合格をめざし研修を開始しました。

本県においても、平成 21 年にはフィリピンからの介護福祉士候補生 4 名が白河市内といわき市内で、平成 22 年にはインドネシアからの看護師候補生 2 名が郡山市内で研修を始めています。

④ 留学生

平成 21 年、文部科学省は「留学生 30 万人計画」を発表。少子化社会の中、大学経営戦略としての留学生誘致と、国としてのグローバルな高度人材確保が本格化してきました。

本県においても留学生数は、平成 20 年度を境に減少から増加に転じましたが、今回の震災で 19.9%減となっています。(平成 23 年 6 月末 対前年末増減率 法務省 HP より)

⑤ 外国人観光客

平成 18 年 3 月、韓国人観光客に対する短期ビザ免除措置、平成 21 年 7 月、中国人個人観光ビザの解禁により、両国からの観光客が急増していました。本県においても、外国人宿泊者数は平成 17 年以降毎年 3 万人規模で増えており、その内訳としては主に近隣アジア諸国からの来県者が多く、その中でも特に韓国が全体の半数以上を占めていました。しかし、今回の震災で、福島県は全国レベル以上に外国人観光客数が減少しています。

⑥ 海外渡航者数の低迷

平成 18 年をピークに海外渡航者数は減少しています。

本県においても、同様に平成 17 年をピークにその数は減少傾向にあります。

(3) 福島県の取り組み

福島県は、海外からの修学旅行・医療ツーリズム・国際会議・アフリカ賞等の誘致、国際観光の強化、農産物輸出先の開拓、国際空港や国際港の利活用など、グローバル化に対応した積極的な事業展開を行っています。

東日本大震災と原発事故からの「福島県復興ビジョン」では、国際社会に貢献し世界

をリードする若者を輩出できるよう、国内外の地域との積極的な交流を図り、幅広い視野や国際感覚を持つ若者を育成することとしています。また、国内外に対して情報を発信し、ふくしまの復旧・復興に向けて、思いを一つにして力を合わせて取り組むこととしています。

(4) 福島県国際交流協会事業等についての外部の評価

① 外国籍県民アンケート（平成 20 年実施、有効回答数 278 件（回答率 22%））

日常生活で困っていること(3 つまで回答可)の第一位は、「言葉が通じない」(42%)、第 2 位は「友人が少ない」(23%) でした。一方、「特に困ったことはない」は 24% でした。

行政サービスとして必要なことで「とても必要」の項目の第一位は、「日本語教室を開設する」(38%)、第二位は「外国語で法律相談を行う」(24%) でした。

外国人であることを理由に差別を受けた経験者は、「よくある」「ときどきほとんどある」をあわせて 38% でした。

② 民間国際交流団体アンケート（平成 22 年実施、有効回答数 73 件（回答率 55%））

本協会事業の今後のあり方は、9 つのすべての事業について「拡充」または「現状維持」を望む声が 78% 以上となりました。特に「拡充」が多かったのは、「外国人社会参画」(49%) でした。

③ ふくしまグローバルフォーラム 2010 ワークショップ 結果

国際交流を企業家の視点から議論しました。その結果、メンバーによる留学生の福島県への家族呼び寄せツアー企画の実施へ向けた取り組みがスタートしました。

(5) その他

全国的に、若者の海外への留学数の減少や海外勤務への抵抗など、若い世代が海外に出て活躍することへの志向が低下してきていると言われていています。本県においても、県や大学、各 NGO 等が主催する海外プログラムへの応募者が少ないという声があります。

2 前運営基本計画の総括

(1) 重点事業

① 市町村国際交流協会拡充事業

- ・ 各市町村を訪問して本協会事業への理解と現場把握に努めた結果、本協会との情報共有が円滑になり、様々な相談が入るようになるなど連携が深まりました。

- ・ 岩手県、宮城県及び本県の 3 つの県国際交流協会主催による市町村国際交流協会ネットワーク会議を 3 年間実施した結果、県域を超えた市町村国際交流協会の意見情報交換と課題の共有が図れ、職員の事業意欲の喚起にもつながりました。
- ・ 市町村合併や来日外国人数等の減少により、市町村国際交流協会の新設にはつながりませんでした。
- ・ 今後は、市町村行政区や組織にこだわらず、現場の現状に応じた多様な実施団体による拠点づくりと連携が課題として残りました。

②日本語教室の活動推進

- ・ 南会津町、田村市、会津美里町、大熊町に日本語教室が、福島市、本宮市、会津若松市には外国出身子どもを対象にした日本語教室が開設されました。
- ・ 福島大学との協力協定締結により、福島大学日本語教授法コースが社会人に公開され、また福島大学教員が日本語ボランティア向けの研修の講師として協力し、一方、日本語教授法コースの学生教育実習の場として、地域の日本語教室が協力するなど大学との連携が進みました。
- ・ 土曜広場や東北日本語学習ネットワーク会議など、複数の日本語教室による連携事業の実施を通じて、日本語教室間の連携が深まりました。
- ・ 活動ボランティアや外国人学習者の減少から、川内村、浪江町、山都町、白河市にある日本語教室が活動を休止してしまいました。
- ・ 今後は、地域の現状に応じた教室運営の環境整備と、新教室設置の働きかけが課題として残りました。

③ふくしま多文化共生サポーターの活動推進

- ・ サポーターの発掘と研修を行った結果、約 200 名の登録者を保持することができました。
- ・ サポーターの活動を積極的にコーディネートした結果、その活動率は目標の 50%を超えることができました。
- ・ サポーターの活動がきっかけで、雇用につながったケースが 2 件あり、ボランティア活動から就業につなげる好事例をつくることに成功しました。
- ・ サポーターの居住地や活動分野の偏りから、依頼に対して適切な人材がなかなか見つからないケースが発生してしまいました。
- ・ 今後は、実態に応じたサポーター制度の見直しが課題として残りました。

④ESD (Education for Sustainable Development 「持続可能な開発のための教育」) 普及事業

- ・ 県内各地で積極的に講座を実施した結果、外国文化紹介に加え、人権や環境、南北格差、多文化共生など広いテーマの国際理解講座を県民対象に実施することができ、参加者数は目標の 250 名を大幅に超えることができました。
- ・ ESD という言葉自体の理解が難しく、わかりやすい言葉で伝えることが必要とわかりました。

- ・ 今後は、幅広いテーマの「国際理解講座」を積極的に行っていきます。

(2) 経営

①財源

- ・ 適時適切な運用や財団法人自治体国際化協会の助成金を得ることにより総収入における自己財源率が目標の40%を超えた年度もありました。その後、基本財産運用益の減少やふるさと緊急雇用事業受託などの事情の変化があり、平均では35%となりました。
- ・ 賛助会員については、本協会設立20周年記念事業を契機としながら、新規会員の獲得を試みたほか、講座やサポーター等の協会事業を契機とした賛同を得て、新たな団体会員を獲得することができました。しかしながら、社会経済情勢の影響などもあり、賛助会員の継続を得ることが困難な状況となり、初期の目標の260万円は達成できませんでした。
- ・ 経費の削減については、事業の不断の見直しを積極的に行うとともに、協働事業の実施により事業費の軽減を図ることができました。また、管理経費についても、消耗品費等の事務経費において、地道に縮減を行いました。
- ・ 今後も、多様な財源確保と地道な経費節減に努める一方、本協会の広報に力を入れ、本協会の理解者を増やすことで、賛助会費増につなげていくことが課題として残りました。

②組織

- ・ 業務体制については、各種研修への参加を通して担当職員の専門能力の向上に努めるとともに、県からのふるさと緊急雇用の受託、県教育委員会からの教員体験研修の受入、JICA から配置された国際協力推進員との連携など、多様な人材の確保に努めました。
- ・ イベントなどの業務繁忙期には、職員の業務分担の見直しを行うなどして効率的な運営に努めました。

3 課題

世界各国からの人々が、留学、結婚、仕事など様々な形で来県し、その定住も進み、一方、県民も同様な形で海外に出る機会が増える中、県民は、地域で、海外で、多様な価値観と言語を持つ世界の人々の中で、生活をともにするようになってきています。

また、東日本大震災と原発事故は、県人口の減少と同様に在住外国人数の減少を引き起こし、一方で、様々な海外からの支援を通じて福島と世界とのつながりを思いがけない形で深めています。

このようなグローバル化が進む中、本協会は、その過程で生じた、または今後生じるであろう様々な課題解決のための事業と、そのグローバル化によって得られる可能性に向けた事業として、次の4つの内容について、重点的に取り組む必要があると考えます。

(1) 世界に開かれた県民意識の向上を図ること

本協会は、県民が、地域で、海外で、多様な価値観や言語を持つ世界の人々と対等で良好な関係を築いていけるよう、さらに将来の社会の担い手である次世代の県民に対しては、そういった世界の人々の中で活躍し、社会をリードしていける人材となるよう、県民の心がさらに世界に開かれていく必要があると考えます。

- ・ 外国出身者は、一時的なゲストという意味合いが強く、あまり自分とは直接には関係のない人々として捉えられていました。しかし今や外国出身者の定住が進み、自分と同じ地域に暮らす生活者の一人となっています。
- ・ 外国出身者は、価値観や言葉の違いから社会的弱者とならぬよう支援の対象者として見ていた意味合いが多くありました。これからはそれに加えて、外国出身者の持つ多様な価値観や能力に注目し、ともに活力ある地域を創っていくパートナーとして認識する必要があります。
- ・ 多様な価値観と言語を持っている外国出身者とパートナーとして対等で良好な関係を築くためには、自文化への誇りと、世界の文化や多様な価値観、環境や平和、人権をはじめとした地球規模の課題、さらには地域に暮らす外国出身県民との共生など、グローバル社会で新たに生じた様々な事象に対する興味関心が求められます。
- ・ 一方、今後、国内外での進学や就職、結婚など様々なライフステージにおいて、世界の人々と一緒になる機会はますます増えてきます。
- ・ 将来を担う次世代は、多様な価値観や言語を持つ世界の人々と対等で良好な関係を築けることに加え、そういった世界の人々の中で、様々な場面で活躍し、社会をリードしていける人材として育成していかなければなりません。そのためには、異文化に対する寛容と忍耐、地球規模の課題解決に向けた姿勢、コミュニケーション力など、具体的な行動につながるよう様々な知識や能力が重要な要素となってきます。

(2) 外国出身県民とともに活力ある地域を創ること

本県に暮らす外国出身県民も地域住民の一人として、等しく行政サービスを受ける権利と地域づくりを担っていく義務があります。しかし、多様な価値観や言語を持つ外国出身県民は、時にその多様性から地域住民と等しく行政サービスを受けられないケースや、自らの持っている能力が発揮できず地域づくりに参加できないケースがあります。

このような中、本協会は、外国出身県民も安全安心に暮らせるよう、そして活力ある地域づくりに参加できるよう環境を整備していく必要があります。

- ・ 外国出身県民は、その言葉の違いから様々な情報が伝わりにくく、教育、保健福祉など地域住民と等しく様々な行政サービスが享受できないケースがあります。地域住民の一人であるという視点から、その改善が必要です。
- ・ 外国出身県民も、地域住民の一人として、安全で安心な地域づくりに参加できるようにしていく必要があります。
- ・ 外国出身県民の持つ多様な価値観は、従来の枠を超えた新しい考え方や活力を地域に与えます。また外国出身県民の持つ多様な言語は、地域と世界がつながる様々な場面で、重要なコミュニケーションツールとして生かされます。さらには外国出身県民自体が、その母国と地域の架け橋となる存在です。このように外国出身県民の持つ能力は、地域の活性化につながる大きな可能性を持っています。

(3) 多様な関係団体と連携した国際交流活動を展開すること

上記2つの課題が、外国出身県民を含めた県民全体、「人」に関わることです。その解決には、教育、労働、福祉、地域振興など様々な分野との連携と、県、市町村や市町村国際交流協会、日本語教室、国際交流・協力団体など多様な国際交流の関係団体との調整・連携を、一層強化して進めていく必要があります。

(4) 世界に向けて福島を発信すること

東日本大震災と原発事故に被災した福島の復興を世界中が応援しています。そして、福島がこの苦難をどのように乗り越えていくのか注目しています。私たちは、世界中からの応援に応えるためにも早期に復興するとともに、その復興の様子をわかりやすく伝えていく必要があります。

また、こうした世界での福島県の注目度を生かして、様々な角度から世界に向けた国際交流事業を展開していくことが可能です。

IV 事業

1 基本理念

心と心でつながる、世界に開かれたふくしま

このグローバル社会において、本協会は、これまでの国際交流活動を礎に、県民と多様な価値観と言語を持つ世界の人々が、真に対等で良好な関係を築きながら、地域の活力につながる、世界に開かれた福島県の実現をめざし、様々な事業に取り組みます。

2 基本方針

本協会は、従来の事業を整理して、次の新たな4つの柱で事業を行います。

(1) 世界に開かれた県民意識の向上を推進します

県民が、世界の人々と対等で良好な関係が築けるよう意識の向上を推進していきます。

特に、国際社会に貢献し世界をリードする幅広い視野や国際感覚を持つ次世代を育成するため、様々な事業を展開するとともに、行政や民間団体等と連携・協力していきます。

【主な内容】

①多様な交流や国際理解の推進

留学生等の外国出身県民や様々なプログラムで来県した外国人ゲストと、県民との多様な交流の場の提供に取り組みます。また、異文化への理解や人権意識、その他様々なテーマの講座の実施や、教材開発に取り組みます。

②グローバル社会で活躍する次世代の人材育成

行政や民間団体等と連携・協力して、学生や社会人など若い世代を対象に、グローバル社会で活躍できる人材育成に取り組みます。

目標指数

項目	H22(実績)	H23	H24	H25	H26	H27
本協会が企画する 国際理解講座数	35	33	36	39	42	45

(2) 外国出身県民とともに創る活力ある地域づくりを推進します

外国出身県民が、地域住民として等しく行政サービスが受けられ、地域づくりのパートナーとして活躍できるよう環境の整備を推進していきます。

【主な内容】

① 安全・安心な地域づくりの推進

外国出身県民も地域住民として様々な行政サービスが受けられるよう、多言語による相談や情報提供、多文化共生サポーターの紹介を行うとともに、防災訓練や救急法講座等への参加等を通じて、安全・安心な地域づくりを図っていきます。

② 活力ある地域づくりに参加できる環境整備の推進

進学ガイダンスなど様々な研修会の実施や、多文化共生サポーターとしての活動など様々な社会活動の場の提供などを通じて、外国出身県民も、観光やビジネスなど様々な分野で自らの能力を發揮し、活力ある地域の担い手として活躍できるよう環境の整備を推進していきます。

目標指数

項目	H22(実績)	H23	H24	H25	H26	H27
外国出身の多文化共生サポーター活動人数	44	44	48	52	56	60

(3) 多様な関係団体と連携した国際交流活動を推進します

県、市町村や市町村国際交流協会、日本語教室、国際交流・協力団体など多様な国際交流活動の関係団体との調整・連携を一層強化し、多様な国際交流活動が県内各地で展開できるよう環境を整備していきます。

【主な内容】

①人材育成やネットワーク化の推進

様々な研修会やネットワーク会議などを実施していくことで、人材育成と関係団体間の情報交換や課題の共有を図ります。

②相談・情報提供

県内外の国際交流に関する情報を収集し、紙や電子媒体でそれらの情報を提供するとともに、県民からの幅広い国際交流活動に関する相談に応じます。

③調査研究・提言

国際交流に関する調査研究を行い、現場の声を政策に提言していきます。

④協働事業の推進

本協会は、多様な国際交流の関係団体と協働して事業を実施していくことで、連携強化とノウハウや人脈の相互提供を図ります。

目標指数

項目	H22(実績)	H23	H24	H25	H26	H27
外国出身県民にかかわるものも含めた相談件数	534	730	790	850	910	970

HP トップページ アクセス件数	90,804	91,000	99,000	107,000	115,000	123,000
---------------------	--------	--------	--------	---------	---------	---------

(4) 世界に向けて福島を発信します

世界が福島県の復興を応援し、注目していることから、福島県の復興の様子をありのままに発信していきます。

V 経営

1 基本理念

親しみやすく、信頼される協会

2 基本方針

(1) 財源の確保と経費の節減を推進します

【主な内容】

- ・ 基本財産や特定資産の安全かつ適正な運用に努めます。
- ・ 賛助会費・寄付の確保に取り組みます。
- ・ 助成金等多様な財源の受入に努めます。
- ・ 逐次事業見直しを行い執行段階での経費削減に努めます。
- ・ 管理費用の縮減に取り組みます。

(2) 職員の能力向上と効率的な業務運営を推進します

【主な内容】

- ・ 限られた財源や人員の中で、職員がそれぞれの職務において効率的かつ効果的に事業を実施できるようなシステムの構築を図ります。
- ・ 本協会の目指す社会的役割や課題の共有、経営感覚や現場感覚を大切にする等、職員の高い仕事意識の維持に努めます。
- ・ 研修受講機会の確保等により職員の高い専門性の維持に努めます。
- ・ 事業実施に際して、業務量に応じた柔軟かつ機動的な職務分担の見直しを行います。

(3) 本協会の目的や事業を、県民にわかりやすく伝えます

【主な内容】

- ・ 報道機関を活用した協会事業の広報に努めます。
- ・ 会議やイベントなど様々な機会での協会事業の広報に努めます。
- ・ 専門用語やカタカナ用語を控えたわかりやすい言葉での発信に努めます。
- ・ 見やすい HP の構築に取り組みます。

目標指数

項目	H22(実績)	H23	H24	H25	H26	H27
賛助会費 (万円)	121	134	138	142	146	150
事務費 (物件費) (万円)	590	678	673	668	663	658